

【栄区】市外の保育所等への申請・市外からの申請

| | 利用する園の住所 | 申請時の住所 | 利用開始日前日までの住所 |
|---|----------|--------|---------------|
| ① | 横浜市外 | 栄区 | 栄区(栄区のまま) |
| ② | 横浜市外 | 栄区 | 横浜市外(転出) |
| ③ | 栄区 | 横浜市外 | 栄区(転入) |
| ④ | 栄区 | 横浜市外 | 横浜市外(横浜市外のまま) |

| | 必要書類 | 申請場所 | 申請締切日 | 備考 *該当する場合は 別途対応が必要です |
|---|---|------------------------|-----------------------------|--|
| ① | ・横浜市申請に必要な書類(*1) ・その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類(*2) | 栄区こども家庭支援課の窓口 ※郵送不可 | 遅くとも該当市区町村の申請締切日の一週間前まで(*2) | |
| ② | ・横浜市申請に必要な書類(*1) ・その他希望先の保育所等のある市区町村が求める書類(*2) | 栄区こども家庭支援課の窓口 ※郵送不可 | 遅くとも該当市区町村の申請締切日の一週間前まで(*2) | ※該当市区町村の申請締切日までに該当市区町村に転入する場合は、該当市区町村に申請してください。 ※利用決定可否通知前に転入した場合は別途「取下書」の提出が必要です。 |
| ③ | ・横浜市申請に必要な書類(*1)(*3) ・横浜市に転入することが分かる書類(*1) ・課税証明書など合計所得が分かる書類(*1) | 現在お住まいの市区町村 | 横浜市の申請締切日の一週間程度前まで(*4) | ※横浜市の申請締切日までに横浜市に転入する場合は、横浜市に申請してください。 ※利用決定可否通知前に転入した場合は、転出元の市区町村で手続きが必要な場合があります。 ※転入後、改めて栄区こども家庭支援課で手続きが必要です(給付認定申請書の提出。保留中の方は、あわせて利用申請書の提出が必要)。 |
| ④ | ・横浜市申請に必要な書類(*1)(*3) | 現在お住まいの市区町村 | 横浜市の申請締切日の一週間程度前まで(*4) | |

- *1：詳しくは、横浜市の利用案内をご確認ください。
- *2：申請締切日やその他必要書類は、あらかじめご自身で希望先の保育所等のある市区町村に確認してください。
- *3：お住まいの市区町村の様式を指定された場合は、その指示に従ってください。
- *4：申請締切日やその他必要書類は、必ずお住まいの市区町村に確認してください。